

みやこ  
京・くらしの安心安全情報 第118号

(令和3年8月)

京都市消費生活総合センター

～ 目 次 ～

令和2年度消費生活相談の状況をまとめました(2面)  
新型コロナウイルス感染症に関連した消費生活相談(3面)  
「かしこい消費者」になりましょう!～いろんな消費者教育  
教材をご用意しています～(4面)

お金を稼ぐつもりが、お金を失ってしまった!!  
副業トラブルにご注意を



全国の消費生活センターには、「スマホで簡単に儲かる」、「副業で豊かな生活ができる」などお金儲けのノウハウを伝えると勧誘され、高額収入を得る情報やノウハウを教わるサポート契約をしてトラブルになったという相談が寄せられています。

【事例】お金を稼ぐ方法!? オンラインサロンへの勧誘

■見知らぬ人からダイレクトメッセージが届く。

知らない人からスマートフォンに「副業で稼ごう!」などのメッセージが届いた。興味本位で連絡を取ってみると…。

■高額なオンラインサロンの勧誘を受けて契約する。

SNSの無料通話機能等で「稼ぐ方法」を教える」というオンラインサロンに入会し、副業のサポートを受けるために、30万円が必要。「すぐに〇〇万円必ず稼げるから!」と言われて、クレジットカードで決済してしまう。

■オンラインサロンへ入会。“稼ぐ方法”を教わるが…?

おかしいな。

教わったようにやっているのに、少しも稼げない…。

■もっと稼ぎたければ、オンラインサロンを人に紹介すると紹介料が10万円貰える!?

「稼げない」とサポートに伝えると、友達にサロンを紹介すれば10万円支払うと言われた。友達に入会を勧めると、「それって騙されてるんじゃないの?」と言われて、自分が稼げもしない情報を得るために30万円ものお金を払ったことに初めて気付いた!!

※オンラインサロンとは…

インターネット上の会員制のコミュニティのこと。専門的な知識を持っていたり、ある分野で優れたスキルや経験を持つ個人、又は複数のメンバーが主宰者となり運営され、気軽に双方向にコミュニケーションができる。

【アドバイス】

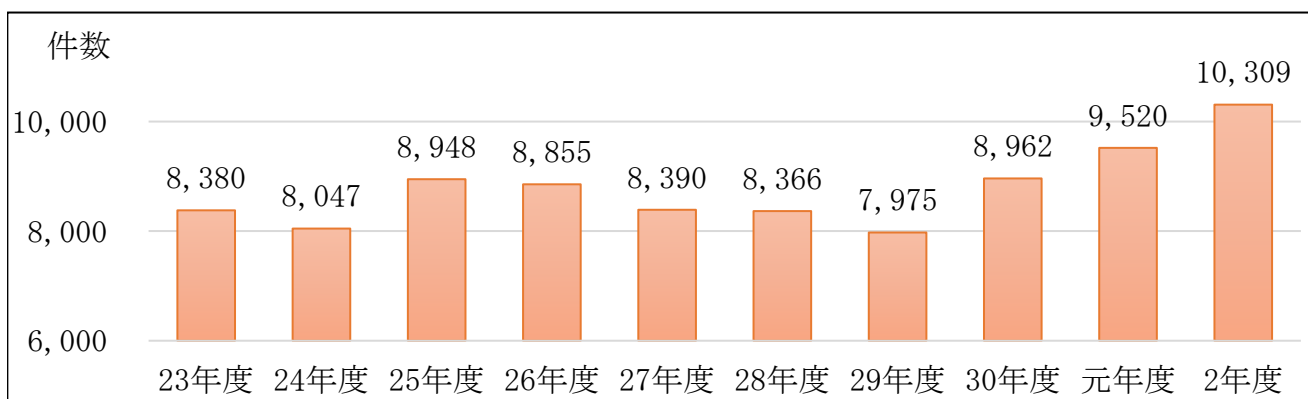
- ノウハウなどの情報は契約前に中身を確認することができません。  
必ず儲かる話などはありません。おかしいな…と思ったら連絡しないこと。
- 高額な契約を勧誘されたら、要注意。  
収入は約束されませんので、借金をしてまで契約しないこと。



## 令和2年度 消費生活相談の状況をまとめました

令和2年度の当センターにおける消費生活相談件数は10,309件で、前年度の相談件数から789件（8.3%）増加し、過去10年で最多となりました。理由として、新型コロナウイルス感染症に関連した相談に加え、外出自粛の影響により、ネットショッピングの利用者が増加したことに伴い、ネット通販のトラブルに関する相談が増えたことなどが考えられます。

■相談件数の推移 \*過去10年で最多であった昨年度の相談件数を大きく上回りました。



■年齢別相談件数 \*【20歳未満】の相談件数の増加率が高くなっています。

(単位：件数)

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明	合計
2年度	317	1,135	1,059	1,464	1,736	1,331	1,396	735	1,136	10,309
元年度	264	1,025	970	1,431	1,493	1,270	1,354	695	1,018	9,520
増加件数	53	110	89	33	243	61	42	40	118	789
増減率	20.1%	10.7%	9.2%	2.3%	16.3%	4.8%	3.1%	5.8%	11.6%	8.3%

■相談の多い内容 \*1～7位は変動なし。依然として同じ分野で多くの相談が寄せられています。

(単位：件数)

順位	令和2年度	順位	令和元年度
1	放送・コンテンツ等 872	1	放送・コンテンツ等 864
2	商品一般 871	2	商品一般 817
3	健康食品 585	3	健康食品 565
4	賃貸住宅 487	4	賃貸住宅 434
5	化粧品 444	5	化粧品 383
6	インターネット通信サービス 309	6	インターネット通信サービス 347
7	移動通信サービス 305	7	移動通信サービス 288
8	紳士・婦人洋服 250	8	電気 239
9	教室・講座 234	9	フリーローン・サラ金 226
10	フリーローン・サラ金 210	10	紳士・婦人洋服 177

※ この分類は、独立行政法人国民生活センターが発行している「PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）分類・キーワードマニュアル」に基づいて集計しています。

## 新型コロナウイルス感染症に関連した消費生活相談

令和2年1月頃から新型コロナウイルス感染症に関連した相談が寄せられ始め、緊急事態宣言が出された同年4月には相談件数が312件とピークとなりました。その後は徐々に減少していますが、今もなお継続して相談が寄せられています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組を継続した生活が長く続いています。

今後も、同じようなトラブルが発生する可能性もあります。類似のトラブルに巻き込まれないように、ご注意ください！

### ■コロナ禍の消費者トラブル

トイレットペーパーやティッシュペーパーが不足しているという情報がSNS等で広がり、情報を鵜呑みにしたことによってトイレットペーパー等の買占め等が起きました。



⇒非常時でも落ち着いた消費行動を心掛け、買占めや転売などの行為によって、必要な方に必要なものが届かないといったことがないようにしましょう。

「新型コロナウイルスが水道水に混ざっている」、「排水管が新型コロナウイルスで汚染されている」等と説明し、不安をあおって契約を迫る悪質商法の相談がありました。



⇒新型コロナウイルスに便乗した悪質な勧誘を行う業者には耳を貸さないようにしましょう。

### 注文していないのに、あなた宛てに届いた商品…

#### 「特定商取引法」が改正されました！

身に覚えのない商品が突然届いたという相談が全国の消費生活センターに寄せられています。「代引き」サービスを利用して消費者に商品代金を支払わせるものや海外から送り主不明の小包が届くといったケースもあります。

トラブルの増加に伴い、特定商取引法が改正され、令和3年7月6日以降、事業者は送付した商品の返還請求ができなくなるため、消費者は、一方的に送り付けられた商品を直ちに処分することができるようになりました。

万が一、心当たりのない商品が届き、代金を請求されたとしても、決して応じないように注意しましょう。

#### 【一方的な商品の送り付け行為を受けた場合】

- 身に覚えのない商品は受け取らないようにしましょう。
- 事業者から金銭を請求されても支払いに応じないようにしましょう。
- 誤って金銭を支払ってしまったら、すぐに消費生活センターへ相談しましょう。



# 「かしこい消費者」になりましょう！

～いろいろな消費者教育教材をご用意しています～

みなさんは、「消費者教育」という言葉を聞いたことはありますか？

「消費者教育の推進に関する法律」（2012年施行）では、様々な場面で消費者教育を受ける機会が提供されることを定めるとともに、自分で情報を収集し、学び考え、行動することを求めています。「かしこい消費者」とは、悪質商法に騙されないということだけではなく、環境や健康、子どもたちの未来のことも考えられる消費者になることです。

京都市消費生活総合センターでは、消費生活の向上を目的とした講座や消費生活専門相談員による出前講座を行うとともに、様々な消費者教育教材をご用意しています。

みなさんも、「かしこい消費者」への学びを始めませんか。

## ■SDGsかるた

SDGsの17の目標に関連する内容で出来ているかるた教材。親しみやすいかるた遊びを通して国際社会の課題の解決のために一人一人に何ができるのかを考えてみましょう。



当センターが教育委員会と連携して作成した、小学生向け消費教育教材・体験型WEBコンテンツ「買い物について考えよう～エコバックがほしい！～」が、消費者教育教材資料表彰2021「優秀賞」を受賞しました！意思決定のプロセスに基づく消費行動を体験することを通して、小学生期に必要な消費者としての基礎を育

## ■消費者の役割ってなんだろう？【小学生向け】



売買契約が成立する場面や買物の際に消費者として気を付けたいことなど、クイズや話し合い活動を通して楽しく学習できるパワーポイント教材です。



ものです。親子で買い物について考えるきっかけに使ってみませんか？



## 【編集後記】

暑い日が続く、つつい甘くて冷たいアイスに手が伸びてしまいがちで、体重も右肩上がりです。今回記事にした副業トラブル。おいしいモノには、やはり気を付けなければいけないですね。

悪質商法、買物、契約に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター

☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160（多重債務相談専用）

相談受付時間

月～金（祝休日を除く。）

午前9時～午後5時

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> ツイッターアカウント @kyoto\_soudan



\*土・日・祝日（年末年始を除く。）の緊急時のご相談は、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時（電話相談のみ）



令和3年8月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター  
京都市印刷物 第033110号